○管理者の新設又は変更の許可

(第4条第1項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日 令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	質屋営業法
根拠条 項	第4条第1項
処分の 概要	管理者の新設又は変更の許可
原権者 (委任 先)	岡山県公安委員会
定め	質屋営業法第3条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続)、第5条(管理者の新設又は変更の許可申請)
	新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで又は第9号ロの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処 理期間	25 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合 わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区 分等	警察署長